

平成28年度第3回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成28年10月19日（水） 10時30分～11時35分
2. 場 所：総務省 共用会議室4
3. 出席委員：伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について
 - (2) 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について
 - (3) 取りまとめ（第3期）に向けた審議について～政治資金監査の質の向上について～
 - (4) 平成27年分収支報告書に係る政治資金監査報告書（都道府県選管分）の記載内容等に関する調査について
 - (5) 実務向上研修を受講していない登録政治資金監査人へのアンケート調査について
 - (6) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (7) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査の質の向上について
～平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組における都道府県選管等からの報告への対応（案）～
- 資料2-1 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について〔論点整理〕
- 資料2-2 都道府県選挙管理委員会事務局ヒアリングの結果概要

資料3 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～

資料4-1 平成27年分収支報告書に係る政治資金監査報告書（都道府県選管分）の記載内容等に関する調査の概要

資料4-2 平成27年分収支報告書に係る政治資金監査報告書（都道府県選管分）の記載内容等に関する調査

資料5 実務向上研修を受講していない登録政治資金監査人へのアンケート調査

資料6 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況

資料A-1 指導・助言文書（案）（確認項目①～⑨に該当した場合等）

資料A-2 指導・助言文書（案）（収支報告書と領収書等の写しとで金額の不整合があったとの報告があった場合）

参考資料 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

資料A-3 平成26年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選管等からの報告の概要及び個別の指導・助言の実施件数

資料B-1 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について〔論点整理〕

資料B-2 都道府県選挙管理委員会事務局ヒアリングの結果概要

資料C 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言（今後の方向性）～

資料D フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧（平成28年度10～11月分）

（本文）

【伊藤委員長】 それでは、ただいまから平成28年度第3回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、平成28年度第1回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第1回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【伊藤委員長】 それでは、御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思います。

また、平成28年度第2回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について」の説明を事務局をお願いいたします。

【今長参事官】 参事官の今長でございます。

それでは、御説明させていただきます。本日の委員会では、第3期委員会の中でも中心の課題として取り組んでいただきました政治資金監査の質の向上、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について御議論いただきたいと考えております。平成27年分の収支報告書についての各都道府県選管からの報告は12月5日を締め切りとしておりますので、その結果については12月22日木曜日に予定しております第4回委員会で報告したいと考えておりますが、それに先立ちまして論点等を本日、前もって御議論いただければと存じます。

議題は3項目ありまして、議題1、これから御説明いたしますのが、12月に報告が上がってくる平成27年分収支報告書に係る個別の指導・助言の取り扱い、議題2の方で、平成28年分収支報告書に係る個別の指導・助言を行うかどうかも含めてどうするか。議題3が、第3期委員会の取りまとめに向けての審議となっております。

それでは、議題1の平成27年分収支報告書（定期分）に係る個別の指導・助言について、説明いたします。

まず、これまでの経緯を簡単に振り返っていただきたいと思いますので、議題1の参考資料を御覧になってください。「政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～」でございます。

1の背景については詳しい説明は割愛いたしますが、都道府県選管から要望があったことなどを記してございまして、2番の個別の指導・助言の取組の概要では、そこにイメージのフロー図等も書いておりますけれども、その下の取組の目的として、1つには政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげることで、政治資金監査に対する国民の信頼を確保する。それから、2つ目には登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。また、こういった取組の結果、都道府県選管等に

における形式審査業務について、将来的な効率化への期待というふうにしております。

2 ページで、確認項目や報告を求める範囲等を御議論いただきまして、下の3でござい
ますけれども、その結果、平成26年分の収支報告書に係る政治資金監査を対象とした取
組における委員会の対応等のところでございますが、(1)で個別の指導・助言の実施件数
を書いております。この収支報告書上に金額の不整合があるものということで、それで指
導・助言の対象となったのが17名、それから19件、件数ベースでは収支報告書の件数
に対して0.6%であったことを記しております。具体的な確認項目を含めた結果につつま
しては、別紙A-3に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、資料1を御覧ください。ここで平成27年分の収支報告書についてどうす
るかということについて御説明させていただきたいと思っております。その報告への対応(案)
でございますけれども、12月の各選管からの報告をこの第4回委員会で具体的な指導・
助言の対応は御審議いただきますが、今回はその方針や指導・助言の文書(案)について
御審議いただければと存じます。

まず、1の個別の指導・助言の要否等でございます。(1)の確認項目、10項目ありま
すが、それに該当したものは全て個別の指導・助言の対象とすることとし、該当した登録
政治資金監査人に対しては12月下旬以降、個別に指導・助言文書を送付いたします。

次に(2)確認項目以外に関するものでございますけれども、まず①、政治資金監査報
告書に係るものにつきましては、(1)の確認項目に関する報告の取り扱いとのバランスに
鑑みて、都道府県選管等から指摘がなされたにもかかわらず、補正されなかったものに限
って個別の指導・助言の対象としたいと考えております。

②の収支報告書に係るものにつきましては、収支報告書の金額と領収書等の写しの金額
との不整合のように、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えら
れるものや、政治資金監査制度への国民の信頼に深刻な影響を及ぼしかねないと認められ
るものについては、個別の指導・助言の対象としたいと考えております。

指導・助言文書の案が、資料A-1とA-2でございまして、A-1の1ページ、2ペ
ージが確認項目①から⑨、監査報告書の方に該当した場合でございますけれども、この文
書で指導・助言したいと考えております。昨年度とほぼ同様でございますけれども、政治
資金監査の方が平成28年分、来年1月から始まるものでございますが、その収支報告
書の監査に生かせるよう周知を行う方法として、今回、新たに1ページの下から3行目の
ところに、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページ

を開設し、といったことを書かせていただいております。

それから、確認項目⑩の収支報告書上の金額の不整合があった場合の指導・助言の文書（案）が3ページでございます。4ページ、5ページが①から⑨のいずれかと⑩の両方に該当した場合の指導・助言の文書（案）でございます。

確認項目以外に関するもので、収支報告書と領収書等の写しとで金額の不整合があったとの報告があった場合の文書（案）が資料A-2でございます。構成はA-1と同様でございますけれども、2段落目に、当初の受け付け時に当該収支報告書とあわせて提出された領収書等の写しとで、金額の不整合があったとの報告を受けておりますと。

3段落目で、政治資金監査マニュアルでは、政治資金監査人には、会計帳簿と全ての領収書等を突合し、領収書等の必要記載事項と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認すること、それから会計帳簿から収支報告書に記載すべき事項が漏れなく転記されているかどうかを確認すること、こういったことが求められておりますということを注意喚起して、指導・助言の対象とする文書としたいと考えております。

資料1の方に戻っていただきまして、大きな数字の2でございます。個別の指導・助言に係る取組結果の周知等というところでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、平成28年分の監査に生かしてもらえるよう、全ての登録政治資金監査人に対して、(1)でございますが、周知文書を送付するということに加えまして、今年度は委員会ホームページに特設ページを設け、周知を図りたいと考えております。また、(2)では報告をいただいた都道府県選管等に対しても、指導・助言の対象とした事例等について情報提供を行い、(3)で関係士業団体に対する周知もした後、(4)平成29年度フォローアップ研修で、研修参加者に説明するための研修テキストに反映していきたいと考えております。

議題1の説明は以上でございますが、日出委員、今、東京駅に到着されて、現在タクシーで向かっているという御連絡がございました。もう間もなく着かれると思います。

説明については以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞご発言ください。

【田中委員】 この特設ページの開設はいつの予定になっておりますか。

【今長参事官】 第4回の委員会で方針が決まれば出していきたいと思っております。

【伊藤委員長】 今まではこういう特設ページ、この件に関してというか、ほかのことも含めて、そういうのはなかったんですか。

【今長参事官】 委員会資料という形で、その中に当然入ってはいたのですが、改めてそういう形ではPRはしていませんでした。

【伊藤委員長】 もう何かイメージというか、それはできているわけですか。

【今長参事官】 要は、うちのホームページにちょっと目立たせるような形で、枠というかコーナーをつくりまして、そこをクリックすれば、中身としてはもうそこに飛ぶような形にしたいと……。

【伊藤委員長】 それでは、本議題につきましては了承いただいたということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に第2の議題といたしまして、「平成28年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について」の説明を事務局にお願いします。

【今長参事官】 それでは、議題2の関連について御説明いたします。資料2-1、2-1、B-1、B-2でございます。監査の確認項目について書かれてあるところについては「委員限り」という形にしております。

まず、資料B-2の都道府県選挙管理委員会事務局ヒアリングの結果概要から御説明いたしたいと思います。この個別の指導・助言の取組につきましては、収支報告書等をチェックし、確認項目等の誤り事例等を御報告いただくという都道府県選管等のご協力をお願いしまして、行っているものでございます。そこで、平成28年分の収支報告書に係る個別の資料・助言の方向性について御議論いただく前に、都道府県選管の審査の状況等をヒアリングしてきておりますので説明いたします。

ヒアリングについてでございますけれども、全ての都道府県選管を行うことは困難でございますので、平成26年分収支報告書の要旨の公表件数が多い都道府県選管、原則100件以上ということでの選管をピックアップしております。具体的には8都道府県ですけれども、北海道、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県でございます。大体大きいところをイメージしていただくと合っているかとは思いますが、ただ8都道府県でございますが、平成26年の国会議員関係政治団体数約3,300団体に対し、平成27年分の提出団体がこの8都道府県で1,300団体強となっておりますので、およそ4割の団体をカバーしていることになります。

ヒアリング項目としては、主に収支報告書等の形式審査の実施状況に関するもの、監査

報告書の確認状況に関するもの、それから登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組に関するものという3点をお聞きしてまいりました。

2番のヒアリング結果でございますけれども、まず(1)収支報告書等の形式審査の実施状況でございます。①職員1人当たりの審査件数では、全政治団体に関しては最大483件、最小205件で、1選管当たりで割った単純平均は311件となっております。この国会議員関係政治団体の収支報告書等1人当たりの審査件数でございますけれども、最大が53件、最小が9件、1選管当たり平均19件ということになっております。

しかしながら、職員1人当たりの絶対数も少なくない上に、②の収支報告書等の形式審査の状況でございますとおり、最初の・、基本的には審査は書類が提出された時点で原則として行っていること。それから3番目の・にございますとおり、国会議員関係政治団体については5月末、締め切りの直前に提出が集中するということから、各選管としては審査に苦勞しているところでございます。

次に、(2)政治資金監査報告書の確認状況についてでございますけれども、これは添付の有無だけではなくて、記載状況についても確認いただいております。

次のページ、(3)個別の指導・助言の取組のところでございますが、まず①現在の取組内容につきましても、全ての項目について確認していただいております。

②個別の指導・助言の対象範囲を拡大するかどうかでございますけれども、まず現在、任意の報告事項としておりますア、収支報告書と領収書等の写しの金額の不整合の事例を確認項目にした場合の対応の可否でございます。対応可能としたのが5選管あった一方、3選管が対応困難としております。理由としては、事務負担の増大のほかにも、先ほど審査の実態のところでお説明しましたとおり、その場で審査しているところもございまして、個別の指導・助言の裏づけとなる間違いの収支報告書等の写しを全てとれるかといった懸念があるというようなお答えがございました。

次のイ、収支報告書と領収書等の写しの不整合のうち金額以外の事例ということで、i)では指導・助言の必要性をお伺いしたんですけれども、必要とするところは4選管ある一方で、不要とするところも4選管ございまして、こういった個別の指導・助言よりも、監査人への研修などによって説明・周知を図っていくべきではないかというような御意見もいただいております。

それから、ii)確認項目に追加した場合の対応の可否でございますが、まずa)支出の目的のところでございますけれども、対応可能とするところが2選管、対応困難が6選管

で、困難な理由といたしましては、記載内容がさまざまというところで、客観的に判断することは困難という理由でございまして、うなずけるところではございます。b) 年月日でございますけれども、対応可能が3選管であった一方、事務負担増のほかに個別の指導・助言の裏づけとなる収支報告書等の写しを全てとれるかといった懸念があるため、困難とするのが5選管でございました。

ウの確認項目へ追加すべき事例といたしましては、一番上と2番目の・のところで、政治資金監査報告書の本文中における監査対象年と政治団体の名称の記載誤りとございます。これは政治資金監査報告書の中で、監査対象年と政治団体名を複数記入するところがあるのですが、「そこ間違っていますよ」という誤りを1カ所指摘したところを、その部分だけは修正してきたけれども、ほかの部分も修正してきていない場合等について、御意見があったものでございます。また、支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載についても、こういった矛盾した記載についても指導・助言の対象とすべきではないかというのが回答としてございました。

この選管へのヒアリング結果を念頭に置いて御議論いただければと思うのですが、続きまして資料B-1を御覧になってください。平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言についての論点整理でございます。来年1月から5月に監査が行われる平成28年分収支報告書に係る政治資金監査に対して、個別の指導・助言をどうするか方向性を御議論いただければと存じます。

まず、1の個別の指導・助言の評価とその継続についてでございますけれども、昨年、今年取り組んできたものをまずどう評価するかという点でございます。まだ27年分の報告が出てきていないところがございますので、ここでは「評価の視点例」と記しておりますが、個別の指導・助言の全体の件数、それから件数の増減、過去に指導・助言の対象となった登録政治資金監査人が再び対象となっていないかなどが挙げられると考えております。

また、その次、この取り組みを継続するかどうかについてでございますが、評価という観点はあるんですけれども、まだ開始以来2年しか経過していないと。登録政治資金監査人が替わる、異動という状況も考え得るので、政治資金監査の質を確保するという観点からは直ちに本取組を継続しないとするのは適切ではないのではないかとしております。

それから、もう一つの論点2。登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の対象範

困等についてでございますけれども、まず（１）の①、確認項目への追加事項についてでございます。平成２７年分で選管から報告があった場合に指導・助言の対象とするとして
i)、収支報告書と領収書等の写しの金額の不整合がある場合でございますけれども、最初の・は金額の不整合があった場合には全体の金額に影響が及ぶことになるので、選管だけの判断に委ねるのではなく、確認項目にすべきではないかという一方で、２ページの次の・では、都道府県選管等の負担の増加について配慮する必要があると整理しております。

ii) の金額以外の事項、すなわち領収書の３事項のうち支出の目的、年月日の不整合がある場合でございます。

まず、ア) の支出の目的について不整合がある場合でございますけれども、最初の・は領収書等の必要記載事項であることから、これについても確認項目に追加すべきではないかとする一方で、２つ目の・では、支出の目的については、例えば領収書等では品名が具体的に記入されているけれども、収支報告書では備品とか、消耗品とか大きくくりに記載するなど、不整合か否かの判断が金額の場合ほど明確に行えない場合も考えられるということなので、その例を具体的に示す必要があると。３つ目の・では、都道府県選管等の事務負担の急激な増加を防ぐため、任意の報告の対象とすることも考えられるけれども、４つ目の・で支出の目的の不整合については、重大なものから軽微なものまで、その内容が種々に富んでいることから判断が難しいという旨を記載しております。

イ) の年月日についての不整合でございますけれども、２ページ、一番下の・では確認項目を追加すべきという一方で、３ページ上の・で、選管の事務負担の増を緩和するため、任意の報告がなされた場合のみ対象とする考えを記載しております。

次に、②の政治資金監査の適確な実施に疑念を持たれかねないと考えられる過ちが繰り返される場合についてでございます。これは選管の任意による補正が、指摘によって補正が行われた結果、個別の指導・助言の対象とはならなかったけれども、選管の方で複数年度にわたって確認項目に該当しているということで任意の報告があった場合とか、確認項目以外でも複数年度にわたって任意の報告があった場合など、政治資金監査の適確な実施に疑念を持たれかねないと考えられる過ちが繰り返される場合には、原則として個別の指導・助言の対象としてはどうかということを記しております。

次の・では、このような場合について具体的に示す必要性、それから次の・では、ただ、こうすると都道府県選管がさかのぼって監査状況について確認するなど新たな事務負担の増加も考えられると。次の・では、これを行うことによって、将来的な形式審査業務がよ

り効率的になるという選管のメリットがある一方で、次の・では、選管の報告の有無によって対応が分かれる可能性についてどう考えるかを書いております。

③その他では、まとめに記しておりますけれども、選管が任意の報告を行いやすくするよう報告の対象となる例を具体的に示した上で、選管から報告があった場合には、その意向も考慮しつつ行うけれども、確認項目については現在のままということも考えられるのではないかとしております。

4ページの(2)は個別の指導・助言のあり方ということで、まだ結果はわからないのですが、現在は文書による注意喚起にとどめておりますけれども、複数年度にわたって指導・助言が繰り返されるような場合、より踏み込んだ個別の指導・助言があり得るか検討すべきではないかということとしております。

議題2の説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【田中委員】 「評価の視点例」ということで3つほど書かれていますが、カテゴリーごとに同じ誤りが減っているかどうかといったことを見た方が、例えば指導・助言を受けた監査人の場合だと、中身が違う場合があり得るので、カテゴリーごとに日付が間違っているとか、それに関して件数が減っているかどうかを見た方がよいのではないかと思います。

【今長参事官】 では、その件を踏まえまして、また12月にはそういう形での報告というのを。

【宮田事務局長】 先ほどの参考資料の件数を見ていただいたら、要は確認項目の報告件数がそもそも見ていただいた19件とかそんな数なので、項目に分けて増減というのはあまりにも数が少な過ぎるのかなと。それから、監査報告書の基本的なところのミスなので、例えば団体の名前を間違ったとか、年度を間違っているとかいうことなので、あまりカテゴリーに分けるといってより、そういうケアレスミスが全体としてどれだけ減っているかというふうに見た方が、分けてもあまり数字の面と内容から……。

【田中委員】 数が少ないということですか。

【宮田事務局長】 ええ、どうかなという感じがするんですけども。

【田中委員】 わかりました。

【伊藤委員長】 ほかにはどうですか。いいですか。

そういたしますと、この平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取り扱いにつきましては、今後資料を作成して、次回の委員会で決定していただくということでよろしいでしょうか。

【日出委員】 すみません、1点だけ。一応、任意の抽出が今までどおりの形でいいのかなというところはあるのですが、任意でやった場合には、簡単に言うと、暇な選管は全部やるだろうし、忙しいところは数少なくなるというふうなことがずっと継続されると、内容に少し変わりが出てくるという感じがするのかなということを懸念していますので、できるのであれば全体の報告件数の比例的な形の抽出とかいった方向も考えてはどうなのかなというのが1点あります。

それから、最後の指導・助言のあり方のより踏み込んだというものについては、どのようなものをイメージしているのかというのが聞きたかったんですけども。

【今長参事官】 まず最初の点でございますが、今回、各選管にヒアリングに行きまして、東京都なんか件数が多いため心配したのですが、逆に東京都は非常にしっかりやられているということではございました。だから多分、数の多寡ではなくて、そういった選管の取組姿勢によって違ってくるのかなと。それにつきましては、今回のようなヒアリングをどういった形で続けるかは今後検討させていただきたいと思っておりますけれども、そこで状況を聞くような形で、その辺は改善していくようにアドバイスしていくのかなとは思っております。

それから、2点目でございますけれども、より踏み込んだ形につきましては、公表とかいうような厳しいことも考えられるのですが、そうすると多分、行政手続法上、法改正とかいった対応をしなければならないのではないかなというようにあるものですから、我々としては、まずはいろいろ2回連続間違っただという方については、その理由を聞いてくるなりというように考えられるのかなとは思っております。

【宮田事務局長】 補足を。1点目の選管ごとの濃淡については、先ほどの委員限りの資料B-1の3ページ、③のところ、一番上の段から2行目のところ、その報告の対象となるような例、例えば領収書と金額と収支報告書の金額の相違が、ケアレスミスというのではなくてかなりあるとか、そういうものを定義することによって、各選管もある程度、あ、こういうのはさすがにまずいよなという意識を持っていただけますので、各選管ごとかから任意で集まってきた報告の中でもひどそうなもの、これはちゃんとやってないな、こういうのは指導しなきゃいかんというものはこういう形でフィードバックして、例とし

てまた出していただくようにすることによって、こういう例があると出そうという意識が出ますので、それが1点目になります。

それからもう1点は、3ページの③の上の・、2つ目の「一方」のところですけども、もともと選管から監査が入ってもちょっとひどい状況があるよなという批判もあってこれを始めているわけですので、ひどいところはちゃんと個別で指導・助言することによって、次に直ってくれば選管の負担も減りますよと。そのあたりはしっかりアナウンスしてあげて、お互いこれをやることによって監査の精度も上がっていくし、それから選管のそういう形式審査の部分の手間暇も軽減されてくると。そういうあたりを理解していただくような取組をしていくことによって、ご懸念されているあたりはちょっと薄めていきたいと思っています。

【日出委員】 わかりました。

【伊藤委員長】 これは対応可能とか困難という数字が出ていますよね。困難というのは、もし仮に我々がこうしようと決めても、できませんということですか。そうではなくて、ここに書いてある困難というのは、難しいけれども、言われればやりますよというようなニュアンスなんでしょうか。

【今長参事官】 そうですね。やってくださいと言えば、できませんとはっきり答えるところはなかなかないとは思いますが。実際に彼らとしても見ているところは見ているところはあるんですけども、これを義務的にやられてしまうとちょっと厳しいなというような感覚では捉えました。

【大竹委員】 そこで、選管が対応困難な理由として挙げられております、収支報告書の写しを全てとれるかといった懸念があると書いてあるんですけども、これはどういう意味なんですか。

【今長参事官】 今、我々に報告を求めるときは裏付け資料という形で、こういったところが間違っていましたというようなコピーをとって、あわせて送ってきていただいているんですけども、これをその場で見る場合はその場でもう返してしまうので、仮に気づいたとしてもそのコピーがとれないというような……。

【宮田事務局長】 返してしまう。収支報告書はその場で修正してもらえばいい。

【今長参事官】 収支報告書は収支……。

【宮田事務局長】 例えば領収書と収支報告書が違ったときに、収支報告書の数字を直したりしますよね。それを受付のときに目の前で「これは違うよね」ということをやりな

がら、会計責任者が来ていますので、修正して出してもらったりすることになっていたんじゃないっけ？

【今長参事官】 はい。だからそのときにコピーを……。

【宮田事務局長】 というようなことがあるので、その場で修正されてしまうので、コピーを取ろうと思うと、その指摘をする前に違う物を持って後ろでコピーをして、「あなた、これを直しなさい」としないと。修正した後のコピーをとっても、それはもともと持ってきたのかどうか分からないとか、何かそこで事務的な手間暇がかかるということみたいです。

【小見山委員】 そもそも論なのですが、そのように領収書と収支報告書が合わないとき、収支報告書はその場で直すんですか。

【宮田事務局長】 今までではそうやっているはずですよ。

【小見山委員】 ということは、監査人は……監査報告書は1枚ここにありますがね。

【宮田事務局長】 あと、それを了解してもらって、監査報告書を出してもらおう。

【小見山委員】 監査報告書はそのときに出さない？

【宮田事務局長】 そのときには出せないもので、こう直しましたよという話をして受け取っているというのがアンケート調査の中では返ってきています。そういう件数は本当に数件ぐらいなので、件数としては微々たるものですが。

【小見山委員】 そうですね。ありがとうございます。

【大竹委員】 こういう問題点が指摘されるのは、全ての政治団体ではなくて、ほんのわずかの政治団体ですよ。1団体とかそういうのだと、コピーをとることが難しいということなんですか。

【今長参事官】 義務的にされることになると、報告から落ちたということに対する懸念が各選管の方にあるということなんだと思います。

【大竹委員】 去年分で報告されてきたところがありましたね。東京都なんか、それについて、そこは全てコピー等もって報告されてきているわけですか。

【今長参事官】 はい、そうです。

【大竹委員】 うーん。

【伊藤委員長】 その個別の指導をしたときコピーは必要なんですか。要するに「違ふよ」と言って訂正するわけでしょう。訂正する資料はコピーしなくても、訂正したということがわかるような状況になればそれで……やはりまずいんですか。

【今長参事官】 誤りにもいろいろございますので、どういった誤りかというのはまた先生方にご審議していただかなければなりませんので。

【伊藤委員長】 やはりコピーが必要ですか。

【今長参事官】 はい。

【伊藤委員長】 今お話しになったようなことを踏まえまして、資料をつくっていただいて、次回で決めるということにいたしたいと思います。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、第3の議題といたしまして、「取りまとめ(第3期)に向けた審議について～政治資金監査の質の向上について～」の説明を事務局をお願いします。

【今長参事官】 それでは、資料3と資料Cを御覧になっていただきたいと思うのですが、まず資料3、政治資金監査の質の向上について、個別の指導・助言について御説明させていただきます。これは取りまとめに向けた審議ということなので、今回、質の向上について御議論いただき、次回に第2回委員会で御審議いただいた登録研修マニュアルとあわせまして、取りまとめのたたき台として示させていただきたいと思っております。

資料3が現況及びこれまでの取り組み、資料Cが今後の方向性となっております。ただ、これについても平成27年分の収支報告書に係る選管の報告が来ないと決められないところがございますので、その前の方向性ということで御覧いただければと思います。

資料3を御覧ください。前書きのところでございますけれども、1番目の・で、政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録者数の確保をこれまで行ってきて、2番目の・で、国会議員政治関係団体数よりもその登録者数は多くなったということで、一応量的なものは充足したと言える状況と。3番目の・で、したがって、これから質の確保及び向上に重点を移していく段階としております。

そして、4番目の・で、これまでも政治資金監査の質の確保を図るため、見解を示したり、Q&Aの作成等必要な指導・助言を行ってきたところですが、5番目の・で、これらに加え、研修の充実や参加の促進、さらに平成26年分の収支報告書に係る政治資金監査から個別の指導・助言の取組を実施してきたところとしております。

次に、現況及びこれまでの取組のところですが、①、アの経緯及び現況のところでは、2番目の・で、政治資金監査報告書について、その対象となった事項について全て確認できたとするものの割合が、平成21年分は91.2%、25年分は97.1%、26年分は97.7%となっております。政治資金監査の適確な実施が収支報告の適正な確保と透明

性の向上に寄与してきているところでございます。

ただ、次の・にありますとおり、記載例からの逸脱や収支報告書の誤記が散見される状況にありますことから、平成26年分の収支報告書に係る政治資金監査から個別の指導・助言に取り組み始めたと。平成26年分に個別の指導・助言の対象となった件数は、2,969件中19件、全体の0.6%にとどまる結果となっておるということを書いております。

イではその取組の概要を示しております、既に中身はご承知のとおりなので、説明は割愛いたします。

3ページ、②個別の指導・助言の実施についてでございますけれども、アでは、平成26年分についてその結果をまとめております、指導・助言の対象となったのは17人、19件でございます、その全てが収支報告書上の金額に不整合があるものでした。

イの平成27年分の指導・助言の実施についてでございますけれども、2番目の・については、収支報告書のコピーと領収書等の写しとの金額の不整合について報告を受けた場合は、原則として個別の指導・助言の対象とするとしたということを書いております。結果についてはまた12月以降、追記させていただきたいと思っております。

ウの取組結果の周知等についても12月以降、追記させていただきたいと思っております。

続いて、資料Cを御覧になってください。質の向上についての今後の方向性でございますけれども、ここは先ほど御議論いただいた平成28年分の収支報告書に係る個別の指導・助言の方針をもとに、ア、イについては記載・記述させていただくこととしまして、ウの総括のところでは、本取組を継続することによりまして、監査報告書の記載状況等の改善や政治資金監査のより適確な実施が期待される。ひいては政治資金の収支報告の適正の確保及び透明性の向上に資するものと考えられるといったことや、さらに本取組が行われていることにより、政治資金監査の実効性が担保されることから、国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保につなげることができるのではないかとということで、取りまとめたいと考えております。

議題3に係る資料の説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【田中委員】 このとおりですが、最初のところで「これまでの実施状況について評価を行うべき」ということで、まさにPDCAの要なので、この時点における総括的な評価

をきちんと整理していただきたいと思います。

【伊藤委員長】 ほかにありませんか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 それでは、これにつきましては「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」を作成する中で、当委員会としての意見を取りまとめてまいりたいと思います。

次に第4の議題といたしまして、「平成27年分収支報告書に係る政治資金監査報告書(都道府県選管分)の記載内容等に関する調査について」の説明を事務局をお願いします。

【今長参事官】 それでは、資料4-1、「平成27年分収支報告書に係る政治資金監査報告書(都道府県選管分)の記載内容等に関する調査の概要」について、御説明させていただきます。これはもう毎年度行っている調査でありまして、統計資料的に取り扱っているものでございます。

まず1、調査の目的でございますけれども、政治資金監査報告書の記載内容等を確認し、政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査の実施状況について把握するとともに、当委員会として必要な対応に係る検討に資するためのものでございます。

主な調査項目については、具体的な調査票が資料4-2でございますけれども、併せて見ていただきますと、Iが平成27年分の政治資金監査報告書の記載内容でございます、記載例ごと、マニュアルにございます記載例(1)から(4)の政治団体数とか、監査の概要と監査の結果で不備等を指摘する事項やマニュアルの記載例と異なる記載があった事例があったかどうか。

資料4-2の4ページでは、IIとして、収支報告書及び収支報告書と併せて提出する書類についてございまして、支出に関する箇所について金額の不整合以外に不備を指摘する事項があったかどうかなどを尋ねるものです。

IIIの収支報告書の提出後に生じた事情とその対応については、収支報告書提出後に支出の内容を訂正した政治団体があったかなど、IVの少額領収書等の写しの開示制度につきましては、公序良俗違反と認められ、不開示決定されたものがあったかなどを尋ねるものでございます。

資料4-1に戻っていただきまして、調査スケジュールといたしましては、12月下旬を回答期限とした後、2月以降、すなわち第5回又は第6回の委員会で報告させていただきたいと考えているところでございます。

議題4の関係の資料の説明は以上でございます。

【大竹委員】 これはもう例年と内容が異なっているところはあるんですか。

【今長参事官】 昨年とは異なっていません。昨年は質の向上の方をこういう形でヒアリングしたこともあって、そっちの部分はこれから落とすというような対応をしたところではありますが、今年は昨年と同様でございます。

【大竹委員】 同様ですね。

【今長参事官】 はい。

【伊藤委員長】 ほかにございませんか。

では、本議題につきましては、了承いただいたということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に第5の議題といたしまして、実務向上研修を受講していない登録政治資金監査人へのアンケート調査についての説明を事務局にお願いします。

【今長参事官】 それでは、資料5を御説明させていただきます。

今年度第2回の委員会におきまして、フォローアップ研修の実務向上研修を受講していない監査人の方々のニーズも検討していく必要があるということをご了承いただきましたけれども、その具体化として、28年度、本年度の実務向上研修を受講していない方々に対するアンケート調査を今回初めて行いたいと思っております。

2のニーズ把握の手法等の対象者でございますけれども、登録政治資金監査人のうち、本年度に開催された実務向上研修を受講しなかった約3,500名の方を対象にしたいと思っております。

その次のページに、アンケート項目のフロー図を示しておるところでございます。問1で、監査実務経験の有無を尋ねまして、問2で現在、士業団体の研修時間に認定していただいているところがございますが、そういった取扱いをご存じかどうか。それから、問3でこれまでの研修参加の回数を伺い、研修参加経験のない方にはその理由を尋ねまして、問5で世代、問6で居住地域を伺いまして、問7で参加された方から好評をいただいておりますことを示しながら、今後の研修への参加希望の有無をとりたいと思っております。

今後研修に参加したいという方には、そのための条件や研修内容の改善要望を伺い、今後も研修に参加したくないという方々には、その理由や研修内容の改善要望をお伺いするというような構成にしております。研修に参加されていない方を対象にしてのアンケートですので、回答率が心配されますことから、できる限り設問数は絞っておるところござ

います。

最初のページに戻っていただきまして、このアンケートの実施を含めたフォローアップ研修関係の審議項目を御紹介いたしますと、今回、このアンケートを実施した後、第4回で平成29年度の研修実施計画、第5回では実務向上研修の資料の骨子を御審議いただき、このアンケートと28年度研修参加者アンケートの結果報告を行いまして、第6回委員会で、29年度の実務向上研修の資料の全体版を御審議いただければと考えております。

議題5の関係は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

こういうのは初めてですか。

【今長参事官】 はい。そういう方に絞ってのアンケートというのは初めてです。

【田中委員】 研修を受講していない監査人を対象とすることで、いつ監査人になったかという点は把握しなくても大丈夫ですか。それはわかっているのですか。

【今長参事官】 それは登録のときにわかっています。

【田中委員】 このアンケートの回答を……。

【宮田事務局長】 無記名なので、その人が……。

【田中委員】 昔から監査人になっているけれども受けていない、それとも去年なったばかりという場合で、ちょっと意味が違うのかなと思います。

【今長参事官】 わかりました。そこは入れるような形で修正いたします。

【伊藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、この件につきましても、御了承いただいたということで、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、第6の議題の前に、その他の議題といたしまして、フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧の説明を事務局にお願いします。

【今長参事官】 それでは、資料Dを御覧になっていただければと思います。フォローアップ研修につきましては、11月25日、夜間の東京会場が最終ということでございますので、その質問に対する御説明を行うのは今年度は最後でございます。

(1) から (3) は10月28日の京都会場のものがございます。1については3問ございまして、1が強化の方向で政治資金制度の改正を考えているのかどうか、2は監査報酬の統計資料の有無、3は請求書と振込明細書があれば支出目的書は不要ではないかとい

うお尋ねでございます。

1のお答えとしては、政治資金監査の性格と成立ちを御説明しまして、政治資金監査の基本的な仕組みについてまずは国会で御議論いただくべき問題としております。

2のお答えといたしましては、当委員会は政治資金監査報酬の個々の実態について把握する立場にないので、統計資料についてもございませんとしております。

3のお答えについては、会計責任者が振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合、その写しは支出目的書として認められるということを回答したいと思っております。

次のページの質問でございますが、お手元にQ&Aのフロー図があると思います。1枚ものでございます。その一番下の※2、金融機関で支払った際の払込金受領証を紛失した場合には、振込明細書を紛失したものとして徴難明細書を作成することとなるという部分についてのお問い合わせでございます。①では、金融機関への払込みには預金引出と現金支払の2方式があるけれども、預金の方は通帳で支出が確認できるが、現金の方は検証不能となるので、前者の場合は亡失とし、後者の場合は支出を認めないという解釈は間違っているか、②でございますけれども、クレジットカード決済のガソリン代の場合、給油時の領収書がない場合は亡失扱いとしているが、その解釈は間違っているかというお尋ねでございます。

①のお答えとしては、払込金受領証が領収書等に該当するかどうかにつきましては、その発行事業者が当該金融機関と代理受領契約を結んでいるかどうか。それから、払込金受領証自体に支出の目的、金額、年月日が記載されているかどうかによって決まるものなので、通帳で支出が確認できるかどうかによって決まるものではないと。また、払込金受領証を一旦紛失してしまうと、その確認や証明が困難であるということ。それから、振込みの方法による支出自体が領収書等を徴しがたい事情に該当するということから、この場合については亡失ではなくて、徴難明細書を作成することになるとしております。

②についてでございますけれども、クレジットカードの利用による物品購入についての収支報告書への記載方法としては、購入時点とカード会社への支払い時点の2度計上する方法と、購入時点のみ計上する簡易な方法の2つがあるということをまず紹介しまして、どちらも一般的には領収書等を徴しがたい事情に該当するというところのため、徴難明細書を作成することになるとしております。簡易な記載方法の場合も、金銭を伴わない支出となることから、徴難明細書を作成することとなると回答したいと思っております。

次に、3ページの3でございますけれども、前都知事の問題で政治資金規正法の問題が

取り上げられるようになったことから、1つは研修が大切なのではないかと、もう一つは、一般の人が妥当と考えるものとの差をなくす考え方が必要ではないかというものでございます。

お答えとしては、質問者の研修が誰に対するものかはっきりしないところがございますけれども、当委員会が行っている監査人に対する研修のことをまず述べて、次に不適切な支出については、政治資金規正法の目的について述べ、その使途の妥当性については国民の判断に委ねるとされていること。そして、この政治資金監査については、収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られ、国民にとってその使途の妥当性を一層判断しやすくなることが期待されると。したがって、監査の基本的な仕組みについては、まずは国会において議論いただくべき問題としております。

最後に4、金沢の質問でございますけれども、政治団体に寄附を行う際、例えば寄附額1万円から手数料540円を差し引き振り込み、寄附者側から実質負担している1万円の寄附金受領証の発行を要求された場合、政治団体側は540円を領収書が存在しない支出として処理せざるを得ないが、このケースはどのように取り扱うべきかという質問でございます。

お答えとしては、会計帳簿及び収支報告書は、収入及び支出の実態に応じて記載するものであるため、お尋ねの事例が寄附者から1万円の寄附を受け、寄附に係る振込手数料を政治団体が支出した場合であればそれぞれの金額を、振込手数料を差し引いた金額を寄附額として給付を受けた場合であれば、その金額を記載することとなりますとした上で、政治資金規正法上の領収書等の徴収義務の規定についてお示ししたいと思っております。

資料Dの説明については以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

この件につきましても、了承いただいたということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、その他の議題といたしまして、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施の取扱いについての説明を事務局にお願いします。

【今長参事官】 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の実施の取扱いにつきましては、以下のとおり取り扱うことにしております。

現在、フォローアップ研修につきましては、公認会計士協会及び各税理士会の研修制度

において研修時間に算入される取り扱いとなっておりますが、これまで遅刻者や早退者の扱いについて明確なものがございませんでしたので、今年度途中からではありますが、事務局でこういった取扱いにしているということをご報告いたします。

1では、基本的に遅刻者や退室者の再入室について、他の受講者の研修の実施に支障がないと認められる場合には研修の受講を認めることができるとしておりますが、2で研修参加証明書を交付する際は、研修会場にいない時間が15分程度ということを目安にその是非を決めるというものでございます。15分につきましては、これは主に遅刻者ですが、挨拶や連絡事項の伝達等で開始後15分程度はとることなどを勘案したものでございます。

資料の説明については以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、何か御質問や御意見はございませんでしょうか。

【大竹委員】 公認会計士協会ですらこれで了承ということになるわけですか。

【小見山委員】 はい、それは結構です。

【伊藤委員長】 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、第6の議題といたしまして、登録政治資金監査人の登録者数及び研修等についての説明を事務局にお願いします。

【今長参事官】 続きまして、資料6を御覧になってください。

まず登録状況でございますが、前回、平成28年7月22日の時点から平成28年9月30日現在までで、登録が40名、抹消が10名ということで、差し引き登録者数で30名増えまして、4,783名となっております。内訳としましては、弁護士の方が4名増、公認会計士の方が7名増、税理士の方が19名増でございました。

その裏のページ、研修の実施状況を御説明いたしますと、9月30日現在の数字で、登録時研修が8月分29名、9月分19名ということで、平成28年度合計で93名、これまでの合計で5,005名となっております。

それから3、4のフォローアップ研修は、平成28年度分は9月までで一応10回終わっておりますけれども、3の再受講研修の参加者が147名、実務向上研修の参加者が717名となっております。10月につきましては千葉県、神奈川県をこれまで実施したところではありますが、委員の先生方にはそれぞれ御出席いただき、御挨拶を賜りありがとうございました。残り5回となりますが、今、出席率を勘案いたしますと、実務向上の参加者、これまで1,000人超えていたところですが、本年度は1,000人の大台を切る可

能性が大きくなってきているところでございます。

資料6の説明は以上でございますけれども、研修関係で1つ御報告がございます。第2回委員会で報告いたしましたとおり、登録政治資金監査人の登録者数1ページを御覧いただくと、島根県3名でございますけれども、先日、中国税理士会の研修が鳥取県の米子市でありましたので、政治資金監査の登録についてPRしてきたところでございます。島根県支部連合会の会長様にも御理解いただいたため、まだ未確定ではございますけれども、島根県から登録の申し込みがあれば、登録時研修とフォローアップ研修を今年度中に島根県で行うことを御了承いただければ幸いです。

【伊藤委員長】 これにつきましてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 それでは、本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【今長参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましてもその場で配付する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に10月20日木曜日の夕方頃に確認の御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】 では、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

【今長参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、12月22日木曜日の午後1時半より開催させていただきたいと存じます。詳細は後日また文書にて御連絡いたします。

【伊藤委員長】 本日は長時間にわたりまして熱心に御審議いただき、ありがとうございました。